

平成 25 年度雇用失業統計研究会（第 2 回）議事概要

1 日 時 平成 26 年 1 月 23 日（木） 10:00～12:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室

3 出席者（構成員） 玄田 有史 東京大学教授[座長]
黒田 祥子 早稲田大学准教授
小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー
篠崎 武久 早稲田大学教授
山本 勲 慶應義塾大学准教授
本多 則恵 厚生労働省職業安定局雇用政策課長
古川 宏之 東京都総務局統計部社会統計課長
（オブ） 久古谷 敏行 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長
野口 智明 厚生労働省統計情報部企画課審査解析室長
（統計局） 會田統計調査部長、井上調査企画課長、河野労働力人口統計室長、植松課長補佐、長尾課長補佐、齊藤課長補佐 ほか

4 議 題

- （1）産業別就業者数の季節調整値の見直しについて
- （2）最近の雇用失業情勢に関する実証分析
- （3）ILO における就業・失業等に関する国際基準の見直し等

5 議事の概要

【産業別就業者数の季節調整値の見直しについて】

- ・季節性を検定することはとても良いことだが、検証する時期、年によって多少季節性の検定結果は変わる可能性がある。ここ 5 年あるいは 10 年前から季節性を検定するなど、時期を変えると季節性の検定結果に違いが生じるかもしれないので、念のため確認したほうがよいのではないか。

<結論>

[1] 月次公表の「結果の概要（速報冊子）」及び「統計表」において、産業別季節調整値（「農業、林業」「非農林業」は除く）は掲載しないということについては、検証結果より産業別季節調整値にかかる問題点を考えると妥当。

[2] 長期時系列表における産業別季節調整値の取扱い（公表を取りやめる時期）については、季節指数（S）は 2014 年 12 月分まで、季節調整値（TCI）は 2014 年 3 月分までとする案 1 が妥当。

[3] 2013 年 1 月以降の結果（派遣先での分類）が 10 年程度蓄積されてから、再度、季節性の有無について検討し、公表の可否を検討することについては妥当。

【最近の雇用失業情勢に関する実証分析】

- ・説明変数で年齢・学歴・収入の三つが取り上げられているが、収入は年齢と学歴に対してかなり高い相関があるため、説明変数の独立性の問題からいって、年収を使ってよいものか検討すべき。
- ・「就業－就業」というフローは見たことがないので非常に画期的に思った。前月のフローと比較した場合、似たような動きなのか。それとも去年と今年とした場合、例えば、景気循環の先行として前月とのフローと違った推移をしていることがあるのか。前月のフローと比較し検証するとより面白いのではないかと。
- ・転職前と転職後をつないだらもっと色々なことが分かると思う。今回、雇用形態で見たが、同一産業内で移動しているのか、あるいは、職業別に見たら同一職業内で移動しているのか。別

の研究では、産業間では異なる移動もあるが、職業では同一の職業内での転職が多いという結果があったと思う。あるいは、正規と非正規の移動がどのようになっているのか、前職と現職で一致しているのか、それとも異業種間での移動が多いのか、そういった分析ができると思う。

- ・就業形態のフローというのは多くの方が関心を持っていると思う。例えば、同一企業内で就業形態が変わっているのかどうか。転職で会社が変わっているのかどうかという点は、会社名を記入しているので特定することは可能か。
 - 会社名は、あくまで産業分類の格付けのための記入項目であることから、データとして保存していないため難しい。

【ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直し等】

- ・社会的な影響が非常に大きい失業率の定義に関することでもあるため、今後、十分な期間を設けて議論すべき課題である。
- ・ILO 決議に対して、これに沿って対応するとすると、数年後には、月末のニュースで毎月報告される内容も頻度も多くなり、それに応じた施策等考える時代になる可能性あり、労働政策的にも大きな影響があると思われる。仮に新しい定義での発表となった際には、失業率の変動についてしっかりと説明できるよう、時系列比較の観点に留意しつつ、調査の設計をしていく必要がある。
- ・調査世帯に誤りなく記入していただくことが最終的に精度の高い調査結果につながるため、調査票の設計、記入のしかた、調査員に対するマニュアルの整備が重要になると考えている。
- ・今後、膨大な見直しが必要となり大変だが、国際比較にも耐えうる統計をつくり、他の国とも密接に関係を保ちながら動向を見ていく必要がある。
- ・30年前と比べ労働環境の変化が非常に大きく、今回の決議は労働統計にとって大きな意義を持つものと考えられ、今後、日本においても決議の導入の検討を本格的に議論していく必要がある。

以 上